

教育事務所だより

平成 29 年 12 月 28 日発行

学力育成に向けた取組

～全国学力・学習状況調査に係る小・中学校管理職説明会から～

去る 10 月 2 日、松江市・安来市の小・中学校の校長先生方を対象に、全国学力・学習状況調査の結果説明会を実施しました。そのグループ協議の中で、各校の学力育成の取組を紹介していただきました。

【各校の学力育成の取組】

○指導方法の工夫

- ・書く活動、話し合い活動の充実
- ・エバーサルデザインの授業づくり
- ・ICT を活用した発表力の育成
- ・授業の流れが分かる板書
- ・習熟度別指導
- ・学校図書館活用教育の推進

○学習基盤づくり

- ・集団づくりを重視
- ・特別支援教育の視点を生かす
- ・児童生徒理解からの「分かる授業」づくり

○学習内容の吟味

- ・ふるさと教育を教科等横断的な視点で見直す
- ・全国学力調査問題を研究し、授業改善に生かす
- ・キャリア教育の充実

○学習環境づくり

- ・補足的な学習の指導時間の確保
- ・家庭学習の充実（強化週間設定、ノートチェック等）
- ・学校支援ボランティアの活用
- ・保護者への啓発

○研修の充実

- ・外部講師による校内研修
- ・一人一公開授業
- ・学校訪問指導
- ・研究職員会議の確保

また、今後の取組として「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」「カリキュラム・マネジメントの充実」について意見交換をしていただきました。

【主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善】

- ・学習課題の見直し、提示の仕方の検討
- ・子どもの「考える時間」の保障
- ・子どもが選択できる学習活動の工夫
- ・課題解決的な学習の実施
- ・教えることと考えさせることとの明確な区別
- ・めあてと振り返りの適切な設定
- ・校内研修（授業研究、外部講師の講義等）の充実
- ・研究指定の積極的な活用
- ・プロジェクトチームの設置、ミドルリーダーの育成
- ・望ましい学習集団の育成

【カリキュラム・マネジメントの充実】

- ・学校として目指す子どもの姿の明確化
- ・カリキュラム・マネジメントの核となるものの明確化（例；情報活用能力、ふるさと教育…）
- ・道徳教育全体計画、総合的な学習の時間の指導計画の見直し
- ・学校図書館活用教育、ICT 活用教育の推進
- ・小中連携による校区としての学力育成



今年度の学力調査結果も、やはり課題は残っていますが、これまで課題であったいくつかの点については着実に改善が進んでいます。各校における結果分析に基づいた指導の成果と考えます。このことは、次期学習指導要領のキーワードである「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」につながるものです。今後も学力育成 PDCA サイクルによる指導の改善を大切にしていきたいと思っております。

算数授業改善推進校事業 2年次の取組から見えてきたこと

2学期は、授業リーダー以外の先生方による授業公開がありました。どの授業でも、何とかして問題を解決したい、自分の考えを話したいという子どもの姿がたくさん見られました。学校全体で授業改善に取り組んでこられた成果を感じました。

子どもの声でつくる算数授業

- ・子どもが「算数の勉強は好きだ」「問題を解いてみたい」と思う授業
- ・お互いの考えを伝え合うなど、それぞれの考えが深まっていく全員参加の授業
- ・子どもが考えること、やりきることを楽しむ授業

考えるための手立てを身に付けさせること

安来市立社日小学校は、3年「分数」で、 $\frac{2}{5} + \frac{1}{5}$ の計算の仕方を考える学習を公開されました。子どもたちは、図をかいて問題を考える経験を積み重ねており、解決へ向けて、すぐに動き出していました。同じような図でも答えが異なることがあり、そこから話合いがどんどん進みます。考えることを楽しむ姿がたくさん見られました。

どの子どももできるようにしたいと願い、教師が問題文をかみ砕き、解決方法まで示唆してしまうことがあります。分かりやすく教え、練習問題までさせることも大切ですが、そればかりだと、自分で考えて解決していく力を育むことが難しくなります。

自分の力で考えるための手立てを身に付けさせていく大切さを、参会者の先生方は感じる事ができたのではないのでしょうか。

話合いの場をイメージすること

松江市立古江小学校は、2年「三角形と四角形」で、3本の直線で囲まれた図形が三角形であることを見いだす学習でした。

子どもたちは、「さんかくは線がピシッとしている」「向きを変えたらこれもさんかくになる」など、様々な見方を出し合いながら、三角形についての考えを深めていきました。

授業者は、どのような言葉でめあてを提示するのか考え、それにより子どもがどのように思考するのか予想し、子どもの考えやつまずきをどのように取り上げていくのか、しっかりと考えておられました。

話合いの場をより具体的にイメージすることで、子どもの声によって考えが深まっていく授業をつくっていただけることを学ぶことができました。

数リンピックの問題を授業や家庭学習で活用してみませんか？

今年、松江、安来両市から合計325人もの参加がありました。子どもたちの中に、「考えることは楽しい」という思いがあることの表れだと受け止めています。

先生方は、数リンピックの問題をご覧になったことがありますか。単元末の発展的な指導として、家庭学習の課題としてなど、様々な場面で活用することができます。

中学校の部の問題に、小学生が挑戦できるものもあります。小学校の部の問題に、中学生が頭をひねってしまうようなものもあります。4年生以下の子どもたちが挑戦できる問題もあります。ぜひ一度、「ポータルサイト」をのぞいてみてください。

【4】 明さんと正さんは、夏休みの自由研究で、いま話題の「プログラミング」について調べました。プログラミングとは、コンピュータに何かの仕事させるために、いくつかの命令を組み合わせていくことだと知りました。

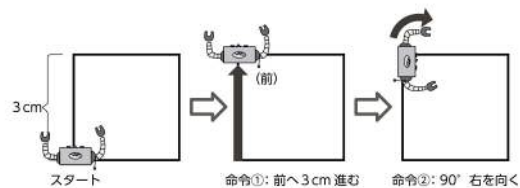
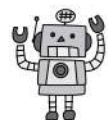
例えば、ロボットを次のような【条件】で、1辺の長さが3cmの正方形の辺の上を動かしたいときには、次のような【手順】で命令を組み合わせればよいことが分かりました。

【条件】

- ・図の「スタート」の地点から動かす。
- ・ロボットは、元の位置、元の向きにもどす。

【手順】

- 命令①：前へ3cm進む
- 命令②：90°右を向く
- 命令③：4回くり返す



平成29年度しまね数リンピック(小学校の部)より

複式学級学年別指導の実際 ～宇賀荘小学校の取組の様子～

複式学級を有する学校では、上下学年が2か年計画で一律に同じ内容の学習を行う「A・B年度方式」と言われる指導が多くなされています。ところが少子化による児童数減少で、ある学年だけ極端に児童数が少ないために単式学級と複式学級を繰り返す学校が出てきました。その場合は、一つの学級でありながら「学年別指導」を実施する必要があります。学年別指導では、児童にとっては発達段階に応じた各教科の学年の目標を達成できるという良さがある反面、指導者にとっては一人で両学年の授業を構想し実践するという困難さを強く感じるものとなります。

学年別指導では、一方の学年に「直接指導」している間、もう一方の学年は自学自習の「間接指導」をします。間接指導において、子どもが自発的、自主的に学習するためには少なくとも次の4点について留意することが必要です。

- (1) 学習の目標や流れをはっきりつかませるようにすること
- (2) 間接指導の時間における学習のきまりについて、児童とよく話し合っておくこと
- (3) 間接指導における学習指導の効果をあげるために、課題提示の仕方を工夫すること
- (4) 直接指導の時間に学習の進め方のモデルを教師が姿で示す

(「複式学級指導の手引き(平成27年度改訂版)」島根県教育委員会より)

本県では平成27年度より、複式教育の充実を図るために、県内で小学校3校を推進指定校とし、効果的な学年別指導のあり方を研究しています。松江管内では安来市立宇賀荘小学校が指定校として、特に算数科における学年別指導について研究を進めています。

宇賀荘小学校では、研究主題「豊かな心を持ち、主体的に考え、深め合う子どもの育成(2年次)」に、「対話で学び合う複式学級の算数科学年別指導の授業づくり」を研究の視点の一つに設定し、「学習の見通しをもたせる工夫」と「学び合いの工夫」に取り組んでいます。特に間接指導の場面において、学習リーダーを中心に子どもたちが対話しながら課題解決に向かっていくことを大切にしています。



松江管内においても、複式学級を有する学校、単複をくり返す学年のある学校があります。また、学年別指導で大切にしていることは、単式学級においても大切にしたいことです。宇賀荘小学校の取組をぜひご覧いただき、実践に取り入れていただけたらと考えます。

宇賀荘小学校は、平成30年2月2日(金)に授業公開をされます。詳しくは各市教委より各学校に要項がすでに発出されています。多くの参加をお願いします。

3つの“人権課題”に関する法律が施行されました

- ◇『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』〈障害者差別解消法〉（H28. 4）
- ◇『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』〈ヘイトスピーチ対策法〉（H28. 6）
- ◇『部落差別の解消の推進に関する法律』〈部落差別解消推進法〉（H28. 12）

昨年4月に施行された『障害者差別解消法』は、障がい者が受ける生活上の制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁によって生ずるものといういわゆる「社会モデル」の考えが踏まえられ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを目的としています。そして、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁（社会における事物、制度、慣行、観念などによって生ずるもの）を取り除くために必要な「合理的配慮」を行うことが求められています。

『ヘイトスピーチ対策法』は、適法に日本に居住している日本以外の出身者やその子孫の人たちを地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動は許されないというもので、罰則規定はありませんが、法が定義するヘイトスピーチは違法行為とみなされます。

『部落差別解消推進法』は、第1条に「現在もなお部落差別が存在する」「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」「国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに」「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」として成立しました。“部落差別”の文言が入った初めての法律です。禁止規定や罰則のない理念法ですが、第3条に国及び地方公共団体の責務を明記し、第4条以降には、国及び地方公共団体の行う具体的な施策として、相談体制の充実、教育及び啓発の推進、部落差別の実態に係る調査の実施を挙げています。

これら3つの人権に関する法律から、これからの人権教育を考えてみたいと思います。

『人権教育のための国連10年行動計画』（1995年策定）では、「人権教育とは、知識と技術の伝達および態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義づけています。人権や人権課題に関する知的理解だけでなく、問題を解決する技能を身につけさせることで、自他の人権を尊重する態度や具体的な行動に結びつけようということです。

人権学習を行う際も、知識にとどまらず、人権感覚を高め、意識・意欲・態度につなげていく学習であることが大切です。まず、3つの人権課題に関する法が施行されたことをふまえ、これまでの同和問題学習の成果を生かし、同和問題以外の人権課題も含め、小中連携して系統的に学ぶ人権学習の指導計画を考えてみましょう。そして、学習形態を工夫したり、子どもたちが能動的に学習できるよう工夫したりすることで、自分の意見を伝えていく力、他者の考えや思いを受け止める力、多様な人々とともに目標に向けて協力する力を育てていきましょう。保護者への人権啓発を通して、地域へ広げる方法も、小中学校が連携しながら工夫してみてください。

